

芽室町
障害者虐待
対応マニュアル

令和元年8月

目次

1 障害者虐待のとりえ	1～2 P
① 「障害者」のとりえ方	
② 「養護者」のとりえ方	
③ 「障害者福祉施設従事者等」のとりえ方	
④ 「使用者」のとりえ方	
2 障害者虐待の定義と類型	2～6 P
ア 養護者による障害者虐待の類型	
イ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の類型	
ウ 使用者による障害者虐待の類型	
・虐待具体例	
・障害者虐待における虐待防止法制の対象範囲	
3 障害者虐待を発見したら	6 P
障害者虐待・養護者対応窓口	
4 障害者虐待防止のための連携協力体制について	6～7 P
① 広報・啓発	
② 虐待防止ネットワークの構築	
5 障害者虐待の対応について	7～10 P
(1) 通報・相談	
(2) 立入調査	
(3) 支援方針決定	
(4) 一時保護と措置について	
6 障害者福祉施設等従事者等による障害者虐待の防止	10～17 P
(1) 通報・相談・対応	
(2) 障害者福祉施設等内での虐待の予防について	
(3) 虐待防止に重点を置いた機動的な指導・監査の実施	
(4) 芽室町から都道府県への報告	
(5) 社会福祉法及び障害者総合支援法の規定による権限の行使等	
(6) 特定非営利活動促進法による権限の行使	
(7) 身体拘束に対する考え方	
7 使用者による障害者虐待の防止と対応	17～19 P
(1) 使用者の責務	
(2) 通報等の受付時の対応	
(3) 芽室町・都道府県による事実の確認等	
(4) 芽室町から都道府県への通知	

1 障害者虐待のとりえ

① 「障害者」のとりえ方

障害者虐待防止法では、障害者とは「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他心身機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者」としており、障害者手帳を所得していない場合も含まれる。

また、ここでいう障害者には18歳未満の者も含まれる。

② 「養護者」のとりえ方

「養護者」とは、「障害者を現に養護する者であって、障害者福祉施設従事者及び使用者以外のもの」と定義されており、身の世話や身体介助、金銭の管理などを行っている障害者の家族、親族、同居人等が該当すると考えられる。また、同居していなくても、現に身の世話をしている親族・知人などが養護者に該当する場合がある。

③ 「障害者福祉施設従事者等」のとりえ方

「障害者福祉施設従事者等」とは、障害者総合支援法に規定する「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業等」に係る業務に従事する者と定義されている。

「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業等」に該当する施設・事業は以下の通り。

法上の規定	事業名	具体的内容
障害者福祉施設	<ul style="list-style-type: none">・障害者支援施設・のぞみの園	
障害福祉サービス事業等	<ul style="list-style-type: none">・障害福祉サービス事業 ・一般相談支援事業及び特定相談支援事業・移動支援事業	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助

	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援センターを運営する事業 ・福祉ホームを運営する事業 ・障害児相談支援事業 ・障害児通所支援事業 	<p>児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等サービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援</p>
--	---	--

(障害者虐待防止法第2条第4項)

④ 「使用者」のとりえ方

「使用者」とは、「障害者を雇用する事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者」と定義されている。この場合の事業主には、派遣労働者による役務の提供を受ける事業主等政令で定める事業主は含まれ、国及び地方公共団体は含まれていない。

2 障害者虐待の定義と類型

ア 障害者虐待防止法では、養護者による障害者虐待を養護者がその養護する障害者に対して行う次の行為と規定している（第2条第6項）。

<ul style="list-style-type: none"> i 身体的虐待：障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。 ii 性的虐待：障害者にわいせつな行為をすること。又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。 iii 心理的虐待：障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 iv 放棄・放置：障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による i から iii までに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。 v 経済的虐待：養護者又は障害者の親族が当該障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること。

※なお、18歳未満の障害児に対する養護者による虐待は、総則等全般的な規定や養護者の支援については障害者虐待防止法に規定されているが、通報や通報に対する虐待対応については、児童虐待防止法が適用される。

イ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
(養護者による障害者虐待と規定が異なる点のみ記載)

- | |
|--|
| <p>iii 心理的虐待：障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。</p> <p>iv 放棄・放置：障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、<u>他の利用者</u>による i～iii までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。</p> |
|--|

※なお、高齢者関係施設等の利用者に対する虐待については、65歳未満の障害者に対するものも含めて高齢者虐待防止法が適用される。児童福祉施設の入所者に対する虐待については、18歳以上の障害者に対するものも含めて児童福祉法が適用されるが、18歳以上で障害者総合支援法の給付を受けて入所している者に対しては、障害者虐待防止法が適用される。

また、障害者福祉施設従事者等が勤務時間外又は施設等の敷地外で当該施設等の利用者である障害者に対して行った虐待を含む。

ウ 使用者による障害者虐待

使用者による障害者虐待とは、使用者が行う次のいずれかに該当する行為とされている。

(養護者による障害者虐待と規定が異なる点のみ記載)

- | |
|---|
| <p>iii 心理的虐待：障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。</p> <p>iv 放棄・放置：障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、<u>他の労働者</u>による i から iii までに掲げる行為と同様の行為の放置その他これらに準ずる行為を行うこと。</p> |
|---|

※なお、使用者による障害者虐待については、年齢に関わらず（18歳未満や65歳以上でも）障害者虐待防止法が適用される。

区分	内容と具体例
身体的虐待	<p>暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与えること。身体を縛りつけたり、過剰な投薬によって身体の動きを抑制すること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平手打ちをする、殴る、蹴る、壁に叩きつける、つねる。無理やり食べ物や飲み物を口に入れる。やけど、打撲させる。 ・身体拘束（柱や椅子やベッドに縛り付ける。医療的必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する。ミトンやつなぎ服を着せる。部屋に閉じ込める。施設側の管理の都合で睡眠薬を服用させるなど）
性的虐待	<p>性的な行為やそれを強要すること（表面上は同意しているように見えても、本心からの同意があるかどうかを見極める必要がある）。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性交、性器への接触、性的行為を強要する。裸にする、キスする、本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する。 ・わいせつな映像を見せる。更衣やトイレ等の場面をのぞいたり、映像や画像を撮影する。
心理的虐待	<p>脅し、侮辱等の言葉や態度、無視、嫌がらせ等によって精神的に苦痛を与えること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「バカ」「あほ」等障害者を侮辱する言葉を浴びせる。怒鳴る、ののしる、悪口を言う。仲間に入れない、子供扱いをする。人格をおとしめるような扱いをする。話しかけているのに意図的に無視する。
放棄・放置	<p>食事や排せつ、入浴、洗濯等身近の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせない、等によって障害者の生活環境や身体・精神的状態を悪化、又は不当に保持しないこと。</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食事や水分を十分に与えない。食事の著しい偏りによって栄養状態が悪化している。あまり入浴させない、汚れた服を着させ続ける。排せつの介助をしない、髪や爪が伸び放題、室内の掃除をしない、ごみを放置したままにしてある等劣悪な住環境の中で生活させる。 ・病気やけがをしても受診させない、学校に行かせない、必要な福祉サービスを受けさせない、制限する。同居人による身体的虐待や心理的虐待を放置する。
経済的虐待	<p>本人の同意なしに（だます等して）財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。</p> <p>【具体的な例】</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・年金や賃金を渡さない。本人の同意なしに財産や預貯金を処分、運用する。日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。本人の同意なしに年金等を管理して渡さない。
--	--

厚労省「障害者虐待防止と対応の手引き」障害者虐待の例より抜粋

障害者虐待における虐待防止法制の対象範囲

○障害者虐待の発生場所における虐待防止法制を法別・年齢別整理

所在 場所	年齢	福祉施設・事業						企業	学校 病院・ 保育所
		障害者総合支援法		介護保 険法等	児童福祉法				
		障害福祉 サービス 事業所 (入所 系、日中 系、訪問 系、GH 等含む)	相談支 援事業 所	高齢者 施設等 (入所 系、通 所系、 訪問 系、居 住系等 含む)	障害時通 所支援事 業	障害 児入 所施 設等 ※3	障害児 相談支 援事業 所		
18歳 未満	児童虐待防止 法 ・被虐待者支 援（都道府 県） ※1	障害者虐 待防止法 ・適切な 権限行使 （都道府 県市町 村）	障害者 虐待防 止法 ・適切 な権限 行使 （都道 府縣市 町村）	—	障害者虐 待防止法 （省令） ・適切な 権限行使 （都道府 県・市町 村）	児童 福祉 法 ・適 切な 権限 行使 （都 道府 県） ※4	障害者 虐待防 止法 （省 令）・適 切な権 限行使 （都道 府県・ 市町 村）	障害者 虐待防 止法 ・適切 な権限 行使 （都道 府県労 働局）	障害者 虐待防 止法 ・間接 的防止 措置 （施設 長・管 理者）
	18歳 以上 65歳 未満			障害者虐待防 止法 ・被虐待者支 援（市町村）	—	（20歳ま で）※2	—		

65歳以上	障害者虐待防止法 高齢者虐待防止法 ・被虐待者支援 (市町村)			高齢者虐待防止法 ・適切な権限行使 (都道府県市町村)	—	—	—		
-------	--	--	--	-----------------------------------	---	---	---	--	--

※1 養護者への支援は、被虐待者が18歳未満の場合でも必要に応じて障害者虐待防止法も適用される。なお、配偶者から暴力を受けている場合は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の対象にもなる。

※2 放課後等デイサービスのみ

※3 小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、指定発達支援医療機関等（児童福祉法第33条の10）

※4 児者一体で運営されている施設においては、児童福祉法に基づく給付を受けている場合は児童福祉法、障害者総合支援法に基づく給付を受けている場合は障害者虐待防止法の対象になる。

3 障害者虐待を発見したら

虐待を受けたと思われる障害者（または、虐待の疑いがあると予想される高齢者）を発見した場合、市町村への通報努力義務が規定されている。特に当該障害者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合には、速やかに市町村に通報しなければならないとされている。

芽室町の障害者虐待・養護者対応窓口

障害者の虐待や養護者の支援に関する相談は下記まで

【平日】

芽室町役場保健福祉課障がい福祉係 [TEL:0155-62-9724](tel:0155-62-9724)

【休日夜間】

芽室町役場保健福祉課障がい福祉係 [TEL:0155-62-9724](tel:0155-62-9724)

4 障害者虐待防止のための連携協力体制について

① 広報・啓発

障害者虐待は、障害者に対する重大な権利侵害であり、住民一人ひとりがこの問題に対する認識を深めることが障害者虐待を防ぐための第一歩となる。

また、虐待として顕在化する前に、差別や不当な扱い等が前兆となる場合もあるため、虐待の芽に気が付くことが大切である。このため、芽室町では障害者虐待防止法の制定を踏まえ、広報・啓発を進めることが必要となる。広報・啓発にあたっては、以下の点を盛り込むことも有効と考えられる。

- ・障害者虐待は、特定の人や家庭で起こるものではなく、どこの家庭でも起こり得る身近な問題であること。
- ・養護者本人には、虐待をしているという認識がない場合もあること。
- ・虐待を受けている障害者自身も、虐待だと認識できない、被害を訴えられない場合などもあること。

② 虐待防止ネットワークの構築

虐待の防止や早期の対応等を図るためには、関係機関との連携協力体制を構築しておくことが重要である。

地域住民、民生児童委員、社会福祉協議会、知的障害者相談員、家族会等からなる地域の見守りネットワークや障害福祉サービス事業所や相談支援事業者等虐待が発生した場合に素早く具体的な支援を行っていくためのネットワーク。警察、弁護士、精神科を含む医療機関、社会福祉士、権利擁護団体等専門知識等を要する場合に援助を求めるためのネットワークなどが考えられる。

5 障害者虐待の対応について

(1) 通報・相談

通報・相談を受けた後、保健福祉課障がい福祉係内で相談・通報・届出受付票を作成（別紙①）。障がい福祉係内で初回相談の内容を共有するとともに、事実確認を行うために必要な事項を協議し、役割分担を行う（別紙②）。

※訪問調査については、必ず2名以上の複数で行うこととする。高齢者の生命や身体の安全確認をする必要がある場合は、医療職が同行する。

※障害者と養護者の面接担当者は分けて、別々の場所で面談を行う。

※生命又は身体が危険にさらされていると客観的に判断される場合には、原則48時間以内に安否確認を行う。

(2) 立ち入り調査

立ち入り調査が必要であると、町長又は保健福祉課長が判断した場合、保健福祉課障がい福祉係職員は、当該障害者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をすることができる。

※立入調査で許される行為

鍵屋を呼んで鍵を開けたり、ドアを壊して立ち入ったり、窓ガラスを破って居室の中に立ち入ることまでを許容するものではなく、障害者や養護者の同意なく住居内に立ち入りをして住居侵入罪などの罪を問われないということ。

【立入調査】

- ① 障害者の生命又は身体に関わる事態が生じている恐れがあるにも関わらず、調査や介入が困難（拒否等）な場合には、行政権限として認められている立ち入り調査を行う。なお実施にあたり、立ち入り調査を行う町職員は『立入調査員証』（様式1）を携帯する。

※障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第11条

- ② 障害者の生命又は身体の安全確保に万全を期する観点から必要に応じ、『障害者に虐待事案に係る援助依頼書』（様式2）を作成し、芽室町交番所長宛に援助依頼するとともに、状況の説明や立入調査に関する事前協議を行う。

※障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第12条

③立入調査の判断基準

- ・ 障害者の安否確認や実態把握が必要であるが、養護者が訪問に応じず訪問の手がかりがつかめない場合。
- ・ 過去に虐待歴や援助の経過があり、養護者が訪問者に高齢者を会わせないなど非協力的態度に終始している場合。

（3）支援方針決定

保健福祉課障がい福祉係が中心となり、「相談・通報・届出受付票」（別紙①）をもとにコアメンバー会議を開催し、支援の在り方を検討する。その後もモニタリングを実施し、会議への報告、調整を行う。

《コアメンバー会議の実施》

- ・ 虐待の有無の判断、緊急性の判断
- ・ 虐待の事実が確認される場合、計画書の作成（別紙②）

《評価会議の実施》

- ・ 支援の経過、目標の達成状況の確認（別紙③）
- ・ ケース支援内容によるが、最長で6カ月に1回は実施

《芽室町や相談支援事業所における相談対応》

- ・ 虐待の終結について判断。虐待対応が終結したと思われる時点で状況を整理して会議に諮り、組織的に虐待対応の終結を決定する。その後の生活支援については、通常業務として芽室町や相談支援事業所に引き継ぐとともに、虐待の再発があったときなどに速やかに把握できるよう、必要な関係機関に情報を提供する。

○会議の招集メンバー

《基本構成メンバー》

所属・役職	備考
保健福祉課長または保健福祉課長補佐	
保健福祉課障がい福祉係長	
保健福祉課障がい福祉係職員	

《必要に応じて招集するメンバー》

民生児童委員	担当地区
社会福祉協議会職員	
居宅介護支援事業所	担当ケアマネジャー
各サービス事業所職員	各サービス提供責任者・担当
障害者支援施設所長	
グループホーム職員	
公立芽室病院職員	
十勝総合振興局職員	
その他関係職種	会議・支援に必要な関係職員

《専門的な支援が必要とする場合》

芽室交番	立入調査・犯罪性の高いとき
芽室消防署	入院搬送・救急対応
芽室町成年後見支援センター	権利擁護など

(4) 一時保護と措置について

市町村は、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法に基づき、職権による入所（「やむを得ない事由」による措置）や短期入所の措置を行うことができる。

※身体障害者福祉法第 18 条第 1 項又は第 2 項

※知的障害者福祉法第 15 条の 4 又は第 16 条第 1 項第 2 号

また当該障害者が身体障害者及び知的障害者以外の障害者である場合は、身体障害者又は知的障害者とみなして、上記の規定を適用することが定められている。（第 9 条第 2 項）。

【判断基準】

(i) 生命の危険度が高く (ii) 放置しておけば重大な結果を招くと予想されるような場合であって (iii) 当事者間での解決が困難と判断され (iv) 専門職もしくは第三者が介入的に援助を行うことで (v) 当面の危機を脱することが

できる場合であるかを基準に判断していく。

基準	状態
(i) 生命（身体）の危険度が高い状態	<input type="checkbox"/> 身体への直接または間接的な暴力行為 <input type="checkbox"/> 介護や治療を受けさせない、提供することができないことによる生命機能の低下 <input type="checkbox"/> 重大な生命への影響を及ぼす自虐行為 <input type="checkbox"/> その他（生命や経済）、生命機能の低下に陥るおそれがある者
(ii) 放置しておけば重大な結果を招くおそれのあるもの	<input type="checkbox"/> 虐待が継続し、改善の見込みがないことにより生命の危険性が高い状態 <input type="checkbox"/> 虐待がエスカレート、悪化している。又はすると予測され、生命の危険性が高い状態
(iii) 当事者間での解決が困難と判断されるもの	<input type="checkbox"/> 高齢者と養護者の課題解決能力の低下（心身機能、疾患、経済力） <input type="checkbox"/> 家族関係、生活歴、虐待の自覚、環境などの知識、調整力の低下
(iv) 専門職もしくは第三者が介入的に援助を行うことが必要	<input type="checkbox"/> 保健・福祉・医療担当者の介入は必要と判断 <input type="checkbox"/> 直接的なサービス利用が必要と判断
(v) 当面の危機を脱することができる	<input type="checkbox"/> 緊急な医療行為が必要な状態 <input type="checkbox"/> 犯罪的な要素がある場合 <input type="checkbox"/> 福祉的な要素がある場合（ショート、入所）

※上記の状態をチェックしながら、総合的に判断していく。

6 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止

虐待防止法では、障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者の責務として、障害者福祉施設従事者等の研修の実施、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用し、又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置を講ずることが定められている（第15条）。

また、障害者福祉施設等の運営基準では、障害者福祉施設等の運営についての重要事項に関する運営規定に、虐待の防止のための措置に関する事項を定めなくてはならないこととされている。

《具体例》

- ア 虐待の防止に関する責任者の選定
- イ 成年後見制度の利用支援
- ウ 苦情解決体制の整備
- エ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
(研修方法や研修計画等)

等を指すものとされている。

(1) 通報・相談・対応

○サービス事業所内での虐待高齢者の発見～対応

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかにこれを芽室町に通報しなければならないと規定されている(第16条)。

芽室町は、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を発見した場合には、「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待について(報告)」(様式3)を記載し、北海道へ報告する。

① 虐待の発見～相談について

- ・障害者福祉施設内において、虐待対応できる相談窓口が必要となる。相談窓口の設置とともに施設入所者、サービス利用者、御家族の方に周知することが必要となる。
- ・「虐待を受けていた障害者」は、その旨を市町村に届け出ることができる。虐待を受けている方が届出のできるよう支援体制を整えることが必要である。
- ・障害者福祉施設従事者等による虐待が発生した場合、障害者福祉施設内での対応とともに、保健福祉課障がい福祉係に報告する必要がある。
- ・障害者福祉施設従事者等の職員が虐待を通報した場合、解雇その他不利益な取り扱いを受けないことが法律で規定されている。

○施設等の所在地と支給決定を行った市町村が異なる場合等

障害者が利用している障害者福祉施設等の所在地と当該支給決定を行った市町村が異なる場合の虐待事案では、どちらの市町村にも通報等が行われる可能性がある。いずれの場合であっても、通報者への聞き取り等の初期対応は通報等を受けた市町村が行う。その上で、支給決定を行った市町村が異なる場合は、速やかに支給決定を行った市町村に引き継ぐこととなる。

また、その後の対応等については、障害者福祉施設等の指定や法人の許認可を行った都道府県等と協力して行うことになるので、当該都道府県にも速やかに連絡を入れる必要がある。

※なお、障害者福祉施設等の所在地と当該支給決定を行った市町村が遠方の他

県である場合等は、支給決定を行った市町村が速やかに障害者の安全確認や事実確認を行うことが困難な事態も考えられる。その場合は、障害福祉施設等が所在する市町村が通報等を受け付け、当該施設所在地の都道府県等が支給決定市町村に代わり障害者の安全確認や事実確認を行うことも考えられる。

② 相談～対応について

- ・相談を受けた後の対応の流れ（システム）施設内で構築することが必要になる。各障害者福祉施設等の機構に沿って流れを作る。苦情処理システムと同じように作ることも方法の1つである。

- ・虐待の発見から相談、対応までの流れ（システム）を障害者福祉施設従事者等が理解することが必要であり、従事者等も十分にシステムを理解するための普及啓発も重要となってくる。

（2）障害福祉施設等内での虐待の予防について

- ・障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を防止するためには、何よりもまず障害者の人権の尊重や障害者虐待の問題について、管理者、職員が自ら高い意識を持つことが必要となる。また、職員各人が支援技術を高め、組織としてもノウハウを共有することが不可欠となる。

- ・地域に開かれた施設運営を行っていくことが重要であり、芽室町民やボランティア、実習生など多くの人々が施設に関わることによって、職員の意識にも影響を及ぼすと考えられる。また、他施設との職員交流、利用者の個別支援に関する事例検討に外部の専門家からコンサルテーションを受ける機会を設ける等、外部の目や援助が入る機会を増やすことが虐待防止に繋がる。

- ・障害福祉サービス事業所等に対してサービスを利用している障害者やその家族からの苦情を処理する体制を整備すること等により、虐待の防止等の措置を講ずることが規定されている（第15条）。サービスの質を向上させるため、利用者等に継続して相談窓口の周知を図る等、苦情処置のための取組を効果的なものとしていくことも重要である。

- ・芽室町は相談支援専門員が障害者福祉施設等の利用者についてモニタリングを行った際に、気になった点があればすぐに相談支援専門員から情報提供を受けられるよう連携体制を構築しておくことが望ましい。

（3）虐待防止に重点を置いた機動的な指導・監査の実施

通報、苦情等の内容が利用者の生命、身体の安全に関わるものである場合は、事前に通告を行うことなく監査を実施する等、虐待防止に重点を置いた柔軟な対応が必要である。

厚生労働省では、このような主旨を踏まえて平成28年4月に「指定障害福

社サービス事業者等の指導監査について」を改正し、障害者虐待との関連が疑われる場合を含めた機動的な指導・監査の実施について通知している。

障発0408第7号

平成28年4月8日

指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について

指定障害者福祉サービス事業者等指導指針

5 指導方法等

(2) 実施指導

①指導通知

都道府県及び市町村は、指導対象となる障害福祉サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該障害福祉サービス事業者等に通知する。

ただし、指導対象となる事業所において障害者虐待が疑われているなどの理由により、あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に次に掲げる事項を文書により通知するものとする。

障発0408第8号

平成28年4月8日

指定障害児通所支援事業者等の指導監査について

指定障害児通所支援等事業者等指導指針

5 指導方法等

(2) 実施指導

①指導通知

都道府県及び市町村は、指導対象となる指定障害児通所支援等事業所等を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該指定障害児通所支援等事業所等に通知する。

ただし、指導対象となる事業所において障害児虐待が疑われているなどの理由により、あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に次に掲げる事項を文書により通知するものとする。

(4) 芽室町から都道府県への報告

芽室町は、障害福祉施設従事者等による障害者虐待に関する通報等を受けた場合、虐待に関する事項を都道府県に報告することとされている（第17条）。ただし、通報で寄せられる情報には、苦情処理窓口で対応すべき内容や過失による事故等、虐待事案以外の様々なものも含まれると考えられる。

そのため、都道府県に報告する情報は、通報のあった全ての事案ではなく、

障害者福祉施設等による虐待の事実が確認できた事案とする。

都道府県に報告すべき事項（例）

- 1 障害者福祉施設等の名称、所在地及び種別
- 2 虐待を受けた又は受けたと思われる障害者の氏名、性別、年齢、障害の種類及び障害支援区分その他の心身の状況
- 3 虐待の種別、内容及び発生要因
- 4 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の氏名、生年月日及び職種
- 5 市町村が行った対応
- 6 虐待が行われた障害者施設等において改善措置が採られている場合にはその内容

（５）社会福祉法及び障害者総合支援法の規定による権限の行使等

障害者虐待防止法では、障害者虐待の防止と虐待を受けた障害者の保護を図るため、市町村長または都道府県知事は、社会福祉法及び障害者総合支援法その他関係法律に規定された権限を適切に行使し、対応を図ることが規定されている（第19条）。

改善指導の例としては、虐待防止改善計画の作成や第三者による虐待防止委員会の設置を求め、改善計画に沿って事業が行われているかどうかを第三者委員が定期的にチェックし継続的に関与したり、当該事業所又は第三者委員から定期的に報告を受け、必要に応じて当該事業所に対する指導や助言を行う、等の対応が考えられる。

指導に従わない場合には、別表に掲げる社会福祉法及び障害者総合支援法に基づく勧告・命令、指定の取り消し処分等の権限を適切に行使することにより、障害者の保護を図る。

（６）特定非営利活動促進法による権限の行使

特定非営利法人が営んでいる障害福祉サービス事業所等で虐待があった場合、市町村又は都道府県は、障害者総合支援法に基づく勧告・命令、指定の取り消し処分等の指導を行い、改善を図るほか、事案によっては都道府県等の所轄庁が特定非営利活動促進法の規定に基づいて、法人に対して改善命令や設立の認証の取り消し等の措置を採ることも考えられる。

○特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）

（改善命令）

第42条 所轄庁は、特定非営利活動法人が第十二条第一項第二号、第三号又は第四号に規定する要件を欠くに至ったと認めるときその他法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該特定非営利活動法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

（設立の認証の取消し）

第43条 所轄庁は、特定非営利活動法人が、前条の規定による命令に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないときは又は三年以上にわたって第二十九条の規定による事業報告書等の提出を行わないときは、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

2 所轄庁は、特定非営利活動法人が法令に違反した場合において、前条の規定による命令によってはその改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法により監督の目的を達することができないときは、同条の規定による命令を経ないでも、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

（7）身体拘束に対する考え方

①基本的考え方

障害者虐待防止法では「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待とされている。身体拘束は、行動障害のある利用者への支援技術が十分でないことが原因の場合が多いので、やむを得ず身体拘束をする場合であっても、その必要性を慎重に判断するとともに、その範囲は最小限にしなければならない。

② 身体拘束とは

身体拘束の具体的な内容としては、以下のような行為が該当すると考えられる。

- ・車いすやベッド等に縛り付ける。
- ・手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。
- ・行動を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ・支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する。
- ・行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ・自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

③ やむを得ず身体拘束を行うときの留意点

緊急やむを得ない場合とは、支援の工夫のみでは十分に対応できないよう

な、一時的な事態に限定される。具体的には「身体拘束ゼロへの手引き」（厚生労働省 身体拘束ゼロ作戦推進会議 2001年3月）に基づく以下の要件に沿って検討する方法等が考えられる。

ア やむを得ず身体拘束を行う3要件

I 切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いことが要件となる。切迫性を判断する場合には、身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要な限度まで利用者本人等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要がある。

II 非代替制

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないことが要件となる。非代替制を判断する場合には、まず身体拘束を行わずに支援するすべての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命又は身体を保護するという観点から、他に代替方法が存在しないことを複数職員で確認する必要がある。また、拘束の方法についても、利用者本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法を選択する必要がある。

III 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的であることが要件となる。一時性を判断する場合には、本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要がある。

イ やむを得ず身体拘束を行うときの手続き

i 組織による決定と個別支援計画への記載

やむを得ず身体拘束を行うときには、個別支援会議等において組織として慎重に検討・決定する必要がある。この場合、管理者、サービス管理責任者、運営規定に基づいて選定されている虐待の防止に関する責任者等、支援方針について権限をもつ職員が出席していることが重要となる。

身体拘束を行う場合には、個別支援計画に身体拘束の態様及び時間、緊急やむを得ない理由を記載する。これは合議によって身体拘束の原因となる状況の分析を徹底的に行い、身体拘束の解消に向けた取組方針や目標とする解消の時期等を統一した方針の下で決定していくために行うものとなり、ここでも、利用者個々人のニーズに応じた個別の支援を検討することが重要となる。

ii 本人・家族への十分な説明

身体拘束を行う場合には、これらの手続きの中で、適宜利用者本人や家

族に十分に説明をし、了解を得ることが必要となる。

iii 必要な事項の記録

また身体拘束を行った場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録する。

iv 身体拘束廃止未実施減算の創設

平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定において、身体拘束等の適正化を図るため、身体拘束等に係る記録をしていない場合について、基本報酬を減算する「身体拘束廃止未実施減算」が創設された。

《身体拘束廃止未実施減算【新設】》 5 単位／日

療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設 等

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第 172 号）

（身体拘束等の禁止）

第 48 条 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定障害者支援施設等は、やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

※「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第 171 号）」にも同様の規定あり。

7 使用者による障害者虐待の防止と対応

（1）使用者の責務

ア 労働関連法規の遵守

使用者は、障害者雇用促進法、労働基準法、男女雇用機会均等法、個別労働紛争解決促進法等の労働関連法規を遵守しなければならない。障害者虐待防止法施行後の使用者による障害者虐待の状況等の調査によると、使用者による障害者虐待の 8 割以上を労働基準関係法令に基づく指導等の対象となった事案が

占めており、そのほとんどが最低賃金法関係（経済的虐待）となっている。労働関連法規の遵守を徹底し、虐待の防止を進めることが求められる。

イ 労働者への研修の実施

使用者による障害者虐待を防止するためには、職員が障害者の人権や障害者虐待についての理解を深め、障害者への接し方等を学ぶことが必要となる。

障害者虐待防止法では、事業主は労働者に対し研修を実施することとされており（第21条）、事業所自らの研修実施や各種研修会への職員の参加等を行うことが必要である。

ウ 苦情処理体制の構築

障害者虐待防止法では、障害者を雇用する事業主に対して、雇用される障害者やその家族からの苦情を処理する体制を整備すること等により虐待の防止等の措置を講ずることが規定されている（第21条）。

事業所においては、苦情相談の窓口を開設する等苦情処理のために必要な措置を講ずるとともに、相談窓口の周知を図ることによって苦情処理のための取組を適切に実施していくことが重要となる。

（2）通報等の受付時の対応

使用者による虐待に関する通報等の内容は、労働条件に対する苦情であったり、また虚偽による通報や過失による事故であったりすることも考えられる。したがって、通報を受けた場合には、当該通報等について迅速かつ正確な事実確認を行うことが必要となる。

そのため、通報等を受けた芽室町・北海道職員は、まず通報者から発見した状況等について詳細に説明を受け、それが使用者による障害者虐待に該当するかどうか判断できる材料となるように情報を整理する必要がある。

なお、通報等の内容が明らかに使用者による障害者虐待ではなく、以下に例示する労働相談である場合には、適切な相談窓口につなげていく。

【労働相談の例】

○労働基準監督署

⇒長時間労働等の労働基準関係法令上問題がある事案

○公共職業安定所

⇒離職票、失業手当、求職に関するもの等

○都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

⇒育児・介護休業、女性問題等、労働条件引き下げ、配置転換等

（注：どこの相談窓口につなぐのか不明である場合は、都道府県労働局雇用環境・均等部（室）に相談）

(3) 芽室町・都道府県による事実の確認等

通報等を受けた芽室町・都道府県は通報等内容の事実確認や障害者の安全確認を行う。しかしながら、芽室町・都道府県には事業所に対する指導権限がないため、これは基本的には事業所の協力の下に行われる。事業所の協力が得られる場合には、事実の確認を行う。

なお、事業所の協力を得られず、障害者の安全確保等の必要がある場合には、速やかに、芽室町は事業所所在地の都道府県を經由して、また都道府県は直接、事業所所在地の都道府県労働局に報告し、都道府県労働局が行う調査に同行する等、協力して対応することを検討する。

(4) 芽室町から都道府県への通知

芽室町は、使用者による虐待を受けた場合、虐待に関する事項を事業所の所在地の都道府県に通知することとされている（第23条）。

※別添：芽室町から都道府県への通知様式参照。

ただし、通報等で寄せられる情報には、別の窓口で対応すべき内容や過失による事故等、虐待事案以外の様々なものも含まれていることがある。

これらが障害者虐待ではないと明確に判断される事案を除いて、通報等があった事案は芽室町から都道府県へ通知することになる。この場合、別添の「労働相談票（使用者による障害者虐待）」を作成し、添付する。

また、悪質なケース等で、都道府県労働局による迅速な行政指導が求められる場合には、速やかに芽室町から都道府県を經由して都道府県労働局に報告し、協力して対応することが必要となる。

都道府県に報告すべき事項

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 事業所の名称、所在地、業種及び規模2 虐待を受けた又は受けたと思われる障害者の氏名、性別、年齢、障害の種類及び障害支援区分その他の心身の状況及び雇用形態3 虐待の種別、内容及び発生要因4 虐待を行った使用者の氏名、生年月日及び被虐待者との関係5 都道府県及び芽室町が行った対応6 虐待が行われた事業所において改善措置が採られている場合にはその内容 |
|--|